

令和5年第3回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和5年10月13日(金)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年10月13日(金) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和5年10月13日(金) 午前 9時57分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	8番	木村一
4番	城地秀樹	9番	谷口康之
5番	山田顕人	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 2番 笠松悦子 8番 木村一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	森永茂
生活福祉課	長	高田正志
保健センター	長	(高田正志)
地域包括支援センター	長	笠松さおり
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	南一貴
政策調整課	長	三原知明
建設水道課	長	澤田浩一
建設水道課主幹		牧野覚
教育	長	堂下則昭
教育委員会事務局	長	長谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)
知内高等学校	事務長	南和敏
学校給食センター	長	(長谷川将之)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議事	係	高田貴明

令和5年第3回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和5年10月13日(金) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2番、笠松悦子君、8番、木村 一君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	議案第 1号	損害賠償の額の決定について
第 5	議案第 2号	令和5年度知内町一般会計補正予算(第4号)について
第 6	議案第 3号	町長、副町長の給料の特例に関する条例の制定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和5年第3回臨時会にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和5年第3回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、笠松悦子君及び8番、木村一君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和5年第3回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

ただ今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。議員の皆様には大変お忙しい中、令和5年第3回知内町議会臨時会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。今議会に上程させて頂いておりますのは、議案3件であります。

議案第1号の損害賠償の額の決定については、町営住宅入居者から納入された敷金について撤去時の還付に遅延が生じたことから、遅延損害金を支払うものであります。

議案第2号の令和5年度知内町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ179万4千円を追加し、総額を48億3,853万3千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費の敷金還付に遅延損害金を計上。また9月4日から5日の大雨による東菜地区農業排水路堆積土砂撤去費用の追加が主なものであります。

議案第3号の町長、副町長の給料の特例に関する条例の制定については、この度の町営住宅入居者退去時の敷金還付に遅延が生じたこと、及び令和4年度一般会計決算審査の審査意見の中で指摘がありました歳出において、予算流用を行った事案に対する監督者として責任の所在を明らかにする為、本条例を提案させて頂きます。

議案の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせて頂きます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

● 議案第1号 損害賠償の額の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『損害賠償の額の決定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

議案第1号、損害賠償の額の決定について。

次のとおり損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

令和5年10月13日提出、知内町長。

記1、損害賠償の相手方。敷金未還付による遅延損害金が確定した町営住宅退去者20人。

2、損害賠償の額。遅延損害金93,918円。

3、事件の概要。昭和52年11月から令和5年3月までの間、町営住宅入居者から納入された敷金の退去時の還付にあたり、遅延したことにより生じた損害について、民法第404条第2項に定める法定利率（起算日が令和2年3月31日以前は年5%、令和2年4月1日以降は年3%とする。）により計算した遅延損害金を支払うものであります。

この度の損害賠償につきましては、町営住宅入居者から納入された敷金について退去時の還付に遅延が生じ、結果として退去者に損害を与えたため、遅延損害金を支払うことと致しました。この後建設水道課長より事案の内容等について説明致しますが、今回対象となりました退去者の皆様には大変申し訳なく深くお詫びを申しあげる次第であります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

私の方から、詳細についてご説明させていただきます。説明資料3ページをご覧ください。先程の副町長の説明と重複する部分があると思いますがご了承願ひます。

損害賠償金（遅延損害金）支払について。

1、事件内容。昭和52年11月から令和5年3月までの間、町営住宅入居者から納入された敷金について、退去時の還付に遅延が生じ、退去者に損害を与えました。内訳と致しましては、未還付件数34件。内、退去日が判明しているのが27件。退去日が不明なのが7件でございます。未還付金総額でございますが、119万4,958円。これは令和5年7月30日現在の金額でございます。

2、事件発覚後の対応です。本事件該当者（債権者）の所在を確認しまして、訪問や電話連絡を行い、謝罪をしたうえで、令和5年9月30日現在で20名の方に敷金のみ還付済みであり、残り14名の方についても、現在連絡先等確認中であります。敷金還付済み額は、84万4,658円、敷金未還付額が、35万300円でございます。

3、損害賠償金。住宅の明け渡し後60日以上経過しており、敷金還付に遅延を生じていることから、債権者に対して損害賠償金（遅延損害金）を支払うことと致します。

遅延損害金額20名分9万3,918円、これは令和5年9月30日現在の確定額でございます。遅延損害金の利率は、民法第404条第2項の規定による法定利率とし、起算日が令和2年3月31日以前は年5%、令和2年4月1日以降は年3%とします。先程副町長の方からもお詫びの言葉があったと思うんですけども、担当課の長として私の方からもお詫びを深く申しあげます。2度とこのようなことが無いよう指導して参りますので、よろしくお願ひ致します。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

お願いします。昭和52年からということ、もう40何年間のことなんですけども、とても不思議な事案に思えるんですけど、債権者から何の連絡もというか、返してもらえないのかとかそういうことは無かったんでしょうか。それときちんとした引き継ぎがなされていたんでしょうか。その点についてお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。退去者の方から1人もお問い合わせが無かったということはありませんでした。問い合わせのあった方には全員お返ししています。今お返し出来なかった34名の方は、問い合わせが無かったということになります。あと引き継ぎの件なんですけども、平成23年頃に現担当者へ代わっております。前の担当者と4年位一緒にやったと思うんですけども、その間いろいろ4年間の間で引き継ぎはなされたと思うんですけども、昭和52年前の案件に関しては、申し送りが無かったと聞いております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2番（笠松悦子）

ほんとに凄い長きに渡る事案なので、私達みたいに一般的に考えると普通の所を借りると、そういう契約書とかありますよね、だから借りた人が何で返してこないのか、敷金とかそういう返済というよりも、出た時にどうしてそういうことが無いのかということの問い合わせは無かったんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。退去する時に使われてた居室の中をきちんと整理されていたかとか、掃除されていたかとか検査をするんですけども、その時に修繕箇所とかがあれば、修繕をして頂いてから町の方に返して頂きます。ただ知内町から出て行く方等は、町の方に依頼をして修繕をしてそのお金を敷金の方から差引いて下さいというような形になるんですけども、退去した日には修繕額が確定していないので、退去した方がいくらその還付されるのか分からない状態だったので、問い合わせが無かったのかなと思っております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

昭和52年から令和5年3月までということ、のんびんだらりと34件あるんですけども、その時その時の担当者代わられて引き継ぎがちゃんとなされてなかったというのもあるんでしょうけれども、今後のことを言いますとね、入居される時には、規定によって多分遂行されていくと思うんですけども、退去される時の方がマニュアルみたいな物が無かったんだろうなというふうに思うんです。その辺りのマニュアルをしっかりと作るという方法を考えては如何なのかなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。明確なマニュアルというのは、正直言って無かったです。それと管理条例上でも、退去してから何ヶ月以内何日以内に敷金を還付するという規定も無かったです。まずそこら辺の条例の見直しを徹底的にしたいと思えますし、敷金から引き去りを出来るものですか、例えば修繕費のみにしますとか、未納の家賃を引き去るだとかそういうのも明確にまずしようと思っています。

あとその他と致しましては、今回退去届等の決裁が回っていなかったとかそういうのもありますので、台帳も作られて無かった、そこら辺もきちんと作らせようと思っていますし、今入退去の業務も1人の職員がやっていますので、今管財係1人なんですけども、他の係と連携しまして、複数で見て回るといふうにしたいと思っていますし、当然台帳も作らせて私の方でも内部監査をしたりだとか、退去する方に関しましては、必ず水道の方止めますので、他の水道係いますので、月毎にでも団地の出た方、入った方のリストを作ってもらって私が管理しようかなと思っております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

今、建設課長に言われたようにね、マニュアルを作ってもらえると担当者が変わったとしても、恐らくこのような事態にはならないと思えますので、その辺きちんとやって頂ければというふうに思います。

それと残りの14名の方ですか。その方達にも探しているんでしょうけど時間かかると思いますが、きちんと整理して頂ければなというふうに思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

今、担当者の方からいろいろ説明を受けましかれども、条例にはですね、きちんと出るときは還付されますよと、条例、敷金第9条の第3項4項にきちんと載ってるんですよ。だからまるつきり規定も無かったというよりも、担当者そのもの、職員は条例をまず守ることが第1ですから、そういうことまるつきり無かったということではなくて、これを少し参考にしながら更にマニュアルを作っていくという体制をとりたいということであれば、良いと思うんですが。もし答弁あれば頂きたいと思えます。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。敷金を還付するという記載はあるのは存じております。ただいつまで何ヶ月以内に返しなさいという規定が無かったので、今後60日にするのか30日にするのか、それは内部で協議をさせて頂きまして決めていきたいと思えます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

質疑ございませんか。

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

先程、建設課長の方から説明がありました14名の方については、未だに連絡がとれない状態になっています。この方達につきましては、所在不明、本人が死亡、そして相続人の連絡先が不明ということで、確認作業に担当の方の時間を要しておりますが、全員に還付できるよう今後も情報収集しながらですね、全力を尽くして対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

8番、木村君。

◎ 8番（木村 一）

8番、木村です。今、未確認の14名の方、後々判明したら再度また還付するという事。その時は再度予算計上するという事なの。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

当然敷金も還付致しますし、遅延金も付けてお返しするという事にしたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今ちょっと確認の為に伺います。14名の方々不明ということで、発見する作業ですね、いつまでも何十年も先まで引っ張っていくわけにはいかない、いつ頃までにこういう結論を出すのかなと思うんですけども、考えがありましたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

民法上からいきますと、もう10年以上経過してますので、本来であると権利、還付がしなくても良い事案にはなると思うんですけども、町としてはそうでなくて出来る限り調べていきたい、還付をしたいということで考えております。ただこれを永遠にまた継続してそのまましておく事は厳しいと思いますので、いつかの時点で敷金については、町の一般財源に繰入れしまして保管します。その後、敷金として請求があればお返ししたいということで考えております。

◎ 9番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他にございませんか。

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

関連でちょっとお聞きしたいんですけども、今人員は足りているのでしょうか。人手不足ということはないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

先程建設課長からも説明したとおりですね、この事案につきましては、担当者1人でしていたということがありますので、その件については、人員不足ということもはっきりはしておりますので、もう少し配置を考えていきたいということで考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

よろしくをお願いします。町の財政も大事ですけれども、やっぱり住民と町との信頼関係もありますし、きちんとした住民サービス、またきちんとした行政を行う為にやっぱり人手、人も大切だと思いますので、そこのところも財政財政じゃなくやってもらえればなって住民は思っていると思います。私は勿論思っています。よろしくをお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和5年度知内町一般会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第2号、『令和5年度知内町一般会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第2号、令和5年度知内町一般会計補正予算（第4号）について。

令和5年度知内町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179

万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,853万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明しますので、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に9万4千円を追加し、6,983万円とするものです。21節補償補填及び賠償金については、第1号議案で説明した町営住宅敷金還付の遅延により生じた遅延損害金について追加するものです。

次に9ページです。6款農林水産業費、1項農業費、4目農地費に90万円を追加し、418万9千円とするものです。10節需用費で、今年の9月4日から5日の大雨により東萊地区農業排水施設の埋塞の為、隣接する農地が被災したことから、維持補修費を追加するものです。施工箇所につきましては、説明資料2ページを後程ご参照願います。

次に10ページです。10款教育費、1項教育総務費、3目学校給食センター費に50万円を追加し、8,438万1千円とするものです。10節需用費で修理費に不足が見込まれることから、追加するものです。

次に11ページです。6項社会教育費、4目青少年交流センター費に30万円を追加し、1,074万6千円とするものです。10節需用費で修繕費に不足が見込まれることから、追加するものです。

続いて歳入についてご説明しますので、7ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税に179万4千円を追加し、18億8,876万9千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 町長、副町長の給料の特例に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第3号、『町長、副町長の給料の特例に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

議案第3号、町長、副町長の給料の特例に関する条例の制定について。

町長、副町長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

令和5年10月13日提出、知内町長。

町長、副町長の給料の特例に関する条例。

第1条は趣旨であります。この条例は町長、副町長に対して支給する給料の減額に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条は減額です。町長、副町長の月額給料は、町長等の給料額及び旅費額支給条例第2条にかかわらず、同条例別表（1）に定める月額給料から次の各号に定める額を減額して支給するものとする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる月額給料については、同表に定める額とする。

（1）町長、令和5年11月及び12月に限り当該月額額の100分の10

（2）副町長、令和5年11月及び12月に限り当該月額額の100分の10

附則、（施行期日）であります。1、この条例は、公布の日から施行する。

2、町長、副町長の給料の特例に関する条例の廃止、町長、副町長の給料の特例に関する条例（令和元年条例第12号）は、廃止する。

本日上程させて頂きました理由について、説明致します。本日第1号議案で提案致しました町営住宅入居者から納入された敷金について、退去時の還付に遅延が生じ、結果として退去者に損害を与えた為、遅延損害金を支払うこととなった事案、及び9月の令和4年度一般会計決算審査の審査意見の中で歳出において予算流用処理で、各項の間で流用を行った事案につきまして、町民の皆様と行政との信頼関係を損なう極めて遺憾なことであり、大変申し訳なく深くお詫びを申し上げます。当該事案について、監督者として責任の所在を明らかにする為、本条例を提案させて頂きます。尚、今後このようなことが無いよう指導及び事務処理の見直しを徹底して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから日程第6、議案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案を原案に賛成の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和5年第3回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午前9時57分 ）